



なとい防災かわら版

～どんな火もはじめは消せる小さな火～

問合せ:名取市消防本部予防課 ☎022-382-3019 (内線 301)

火災は初期消火が重要なポイントです。
消火器は設置してありますか？



名取市火災予防条例では、「住居の用に供する建築物の居住者は、地震時の出火
その他火災の発生に備え、消火器具を設置するよう努めなければならない」とあり、義務では
ありませんが、より安心して生活するため消火器を設置していただくよう規定されています。
みなさんのお宅に消火器は設置してありますか？

<新規格の消火器>



<旧規格の消火器>



消火器の使用期限は、消火器本体に表示があり、業務用が約10年・住宅用が約5年です。
表示がないものは10年以上経過している可能性があります。設置してある消火器の確認をしましょう！

<住宅用消火器>

住宅用消火器の設置をお勧めします。
コンパクトで女性や高齢者の方にも
取り扱いやすいのが特徴です。



【こんな消火器は危険です！】



表面に大きな傷や変形箇所のある消火器、底が錆びた消火器は、大変危険ですので、絶対に使用しないでください。

消火器の廃棄方法は、
消防本部予防課に
お問合せください。

<消火器の使用方法>

①火災の発生を
周囲に知らせる

②落ち着いて
安全ピンを外す

③ホースの先を持って
レバーを握る

④ほうきで掃くように
近づき消火する



※注意 一般住宅には、消火器の設置義務や点検義務はありません。消防署では、業者に販売や点検を
依頼することはありません。悪質な販売・点検業者にご注意ください。



「私たちは、消防団の女性消防隊です！」

名取市消防団女性消防隊は、平成6年に10名で発足し、現在は14名の隊員が在籍し、市民の安全な暮らしを守るため、火災予防活動を中心に年間を通して活動しています。広報誌を創刊するにあたり、女性消防隊の活動をご紹介します。



1月：名取市消防出初式

◎災害のない一年を願い、ラッパ隊の演奏で行進します。

3月：災害弱者宅防火訪問

◎二人一組で高齢者のお宅を訪問し、安全を確認します。



4月～6月：幼年消防隊入会式

◎子供の火遊びによる出火防止を重点に防火思想の普及に努めています。

8月：消防操法指導会

◎消防団の訓練の成果を披露する場です。
プラカードとアナウンスを担当し、団員を応援します。



11月：秋祭り

◎消防のブースで展示物の説明、応急手当の講習のお手伝いをします。

災害弱者宅防火訪問

◎防火訪問は地域を決めて、年2回実施しています。

火災予防啓発活動

◎火災予防週間の朝の通勤時間に、市内の4か所の駅で、火災予防を呼びかけます。



連合演習

◎岩沼市消防団と合同で、礼式訓練を行ないます。

通年：救命講習

◎救急救命士さんと一緒に応急手当の指導を実施しています。



市民のために、一緒に活動しませんか？

- ☆応急手当普及員の資格が取れます。
- ☆制服・活動服が貸与されます。
- ☆火災予防と応急手当講習が主な活動です。
- ☆年に10回程度、主に土・日曜日に活動しています。
- ☆年報酬・出動手当が支給されます。

お待ちして
ま～す！

問合せ：消防本部 総務課
☎ 382-3019(内線112)

【入団資格】

名取市に居住又は勤務もしくは、通学する年齢満18歳以上の健全な女性。(男性団員も募集中です。)

＜編集後記＞

大切な財産を守るために、消火器の設置をお願いします。
これからも防災に関する情報を発信し、市民の安全のために活動していきます。

(今野・片山・伊藤)

